

マンション管理計画認定制度の手数料設定に係る パブリックコメントの実施について

全国的に分譲マンションは今後も増加する見込みであり、国では維持管理の適正化等に向けた取組の強化が行われています。本市においては、現在、分譲マンションの問題は顕在化していない状況ですが、事前に対策を講じることが効果的と考えられるため、令和6年3月にマンション管理適正化推進計画を策定し、取り組みを強化しているところです。

この計画に基づき、適正管理を促す新たな施策の1つとして、今年度10月から管理組合が作成した管理計画の認定制度を開始する予定です。計画の認定にあたっては書類等の審査を行うことから、申請手数料を徴収することを検討しています。この度、その手数料の案について取りまとめたことから、市民の皆様からのご意見を広く募集します。

1 実施期間

令和6年5月10日(金)～令和6年6月10日(月) (32日間)

2 資料の閲覧方法

- ・海老名市役所4階 住宅まちづくり課窓口、海老名市役所1階 情報公開コーナー
(土・日を除く、8時30分から17時15分まで)
- ・海老名市ホームページ

3 意見の提出方法

任意の書式で、次のいずれかの方法で提出してください。

なお、提出の際は「氏名」「住所」「電話番号」を記載してください。

(※いずれの場合も、送料及び送信料等は自己負担でお願いいたします。)

(1) 直接持参の場合

海老名市役所4階 住宅まちづくり課までご持参ください。

(土・日を除く、8時30分から17時15分まで)

(2) 郵送の場合

以下の宛先でご提出ください。

〒243-0492 海老名市勝瀬175番地の1

海老名市役所 まちづくり部 住宅まちづくり課

(3) 海老名市ホームページ 問い合わせ専用フォームの場合

市ホームページの「市の組織」を選択し、「まちづくり部」－「住宅まちづくり課 担当事務」－「お問い合わせ」から送信ください。

(4) 市公式LINE「海老名市」の場合

LINEにて市公式アカウントの友だち登録を行った上で、「メニュー」－「報告・アンケート」－「パブリックコメント」から送信してください。

4 意見の取り扱いについて

提出いただいたご意見は、手数料設定の参考とさせていただきます。

なお、ご意見に対する個別回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

5 問い合わせ先

海老名市 まちづくり部 住宅まちづくり課 住宅政策係

電話：046-235-9604 (直通)